

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7 年 1 月 24 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシカイシャ オオスミ 株式会社 大角
 住所 奈良県生駒郡三郷町勢野北1丁目7-17
フリガナ 代表者氏名 カウチリシヤク オオスミ エイマ 代表取締役 大角 栄吉
 電話番号 0745-51-5800
 FAX番号 0745-72-0636
 メールアドレス osumisdk@if-n.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | | 22 | 広陵町 上下水道事業管理者 | |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | | 10 | 香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長 | | 17 | 磯城郡 水道企業団企業長 | | 24 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | | 11 | 葛城市 上下水道事業管理者 | | 18 | 高取町 水道事業管理者 | | 25 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 19 | 明日香村 水道事業管理者 | | 26 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |
| 6 | 桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 13 | 平群町 水道事業管理者 | | 20 | 上牧町 水道事業管理者 | | | | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | | 21 | 王寺町 水道事業管理者 | ✓ | | | |

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 7 年 1 月 24 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 大角
住 所 奈良県生駒郡三郷町勢野北1-7-17
代表者氏名 代表取締役 大角 栄吉

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

| 役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名 | |
|---------------------------------------|--|
| フリガナ 氏 名 | フリガナ 氏 名 |
| 代表取締役 オオノ 栄吉 取締役 オオノ トヨヒコ 大角 豊彦 | |
| 事業の範囲 | 給排水、衛生、冷暖房工事の設計施工及び請負 土木、管工事の設計施工及び請負 上記に附帯する一切の事業 |
| 機械器具の名称、性能及び数 | 別表のとおり |

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

| | |
|--------------------------------|---|
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | 株式会社 大角 |
| 上記事業所の所在地 | 郵便番号 636-0815 住所 奈良県生駒郡三郷町勢野北1-7-17 電話番号 0745-51-5800 F AX番号 0745-72-0636 メールアドレス osumisdk@if-n.ne.jp |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
| 大角 栄吉 大角 栄吉 | 48332 |

| | |
|--------------------------------|--------------------|
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | |
| 上記事業所の所在地 | |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
| | |

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 7 年 1 月 24 日 現在

| 種 別 | 名 称 | 型式、性能 | 数量 | 備 考 |
|----------------|----------|------------|----|-----|
| 管の切断用の 機械器具 | 金切りのこ | 固定式鋸弦 | 3 | |
| | パイプカッター | | 2 | |
| | 塩ビカッター | | 2 | |
| 管の加工用の 機械器具 | やすり | 300平型判丸型 | 3 | |
| | パイプねじ切り器 | | 1 | |
| 管の接合用の 機械器具 | トーチランプ | ガスボンベ式 | 2 | |
| | パイプレンチ | 13mm～100mm | 1 | |
| 水圧テスト ポンプ | 手動式テスト | | 1 | |

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 7 年 1 月 24 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 大角
住 所 奈良県生駒郡三郷町勢野北1-7-17
代表者氏名 代表取締役 大角 栄吉

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

現在事項全部証明書

奈良県生駒郡三郷町勢野北一丁目7番17号
株式会社大角

| | | | |
|----------------------|--|------|------------------------------|
| 会社法人等番号 | 1500-01-027077 | | |
| 商号 | 株式会社大角 | | |
| 本店 | 奈良県生駒郡三郷町勢野北一丁目7番17号 | | |
| 公告をする方法 | 官報に掲載してする。 | | |
| 会社成立の年月日 | 令和6年2月14日 | | |
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> 一. 給排水、衛生、冷暖房工事の設計施工及び請負。 一. 土木、管工事の設計施工及び請負。 一. 上記に附帯する一切の事業。 | | |
| 発行可能株式総数 | 1600株 | | |
| 発行済株式の総数 並びに種類及び数 | 発行済株式の総数 100株 | | |
| 資本金の額 | 金500万円 | | |
| 株式の譲渡制限に関する規定 | 当会社の株式を譲渡により取得するには、当会社の承認を受けなければならない。 | | |
| 役員に関する事項 | 取締役 | 大角豊彦 | |
| | 取締役 | 大角栄吉 | 令和6年3月10日就任 |
| | | | 令和6年3月11日登記 |
| | 奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘二丁目13番地1 代表取締役 | 大角栄吉 | 令和6年12月25日就任 令和6年12月27日登記 |



奈良県生駒郡三郷町勢野北一丁目7番17号
株式会社大角

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 7年 1月10日

奈良地方法務局葛城支局
登記官

畑 山 尚 江



株式会社大角 定款



定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社大角と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 一、給排水、衛生、冷暖房工事の設計施工及び請負。
- 一、土木、管工事の設計施工及び請負。
- 一、上記に附帯する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県生駒郡三郷町に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1600株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、当社の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第8条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当社の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害する恐れがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

- 第9条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に署名又は記名押印したものを提出しなければならない。
その登録又は表示の抹消についても、同様とする。

(手数料)

- 第10条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

- 第11条 当社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下、「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は登録質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。
ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

- 第12条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、住所、氏名及び印鑑を当社に届け出なければならない。
届出事項を変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

- 第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ代表取締役社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することが株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第20条 当社の取締役を2名以上置く場合には、取締役の互選により、代表取締役1名を定める。

2 代表取締役は社長とし、当社を代表する。

3 当社の業務は、代表取締役社長が執行する。

(報酬及び退職慰労金)

第21条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第22条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当)

第23条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(配当の除斥期間)

第24条 当社が、剰余金の支払の提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第25条 当社の設立に際して出資される財産の最低額は金500万円とする。

(最初の事業年度)

第26条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和6年9月30日までとする。

(発起人)

第27条 当社の発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次のとおりである。

奈良県生駒郡三郷町勢野北一丁目7番13号

大角豊彦

普通株式 100株

(法令の準拠)

第28条 この定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社大角を設立のため、発起人の定款作成代理人である司法書士西野智洋は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和6年2月3日

発起人 奈良県生駒郡三郷町勢野北一丁目7番13号

大角豊彦

上記発起人の定款作成代理人 司法書士 西野智洋



同一の情報の提供

提供の日付： 令和6年2月9日

公証人：

竹中ゆかり



所属法務局： 奈良地方法務局

公証役場： 奈良合同公証役場

奈良市大宮町3丁目4番33号

中井ビル3階

請求対象の登簿管理番号： 24-1401001002000202

- 1 請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証
請求対象の処理公証人： 竹中ゆかり
所属法務局： 奈良地方法務局
公証役場： 奈良合同公証役場
奈良市大宮町3丁目4番33号
中井ビル3階

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。

この定款の写しは原本と相違
ありません
令和7年1月24日

奈良県生駒郡三郷町北1丁目7-17

株式会社 大角 栄吉

代表取締役

大角 栄吉



第四八三三二号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

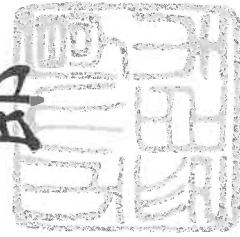
氏名 大角 栄吉

昭和三十五年八月二日生

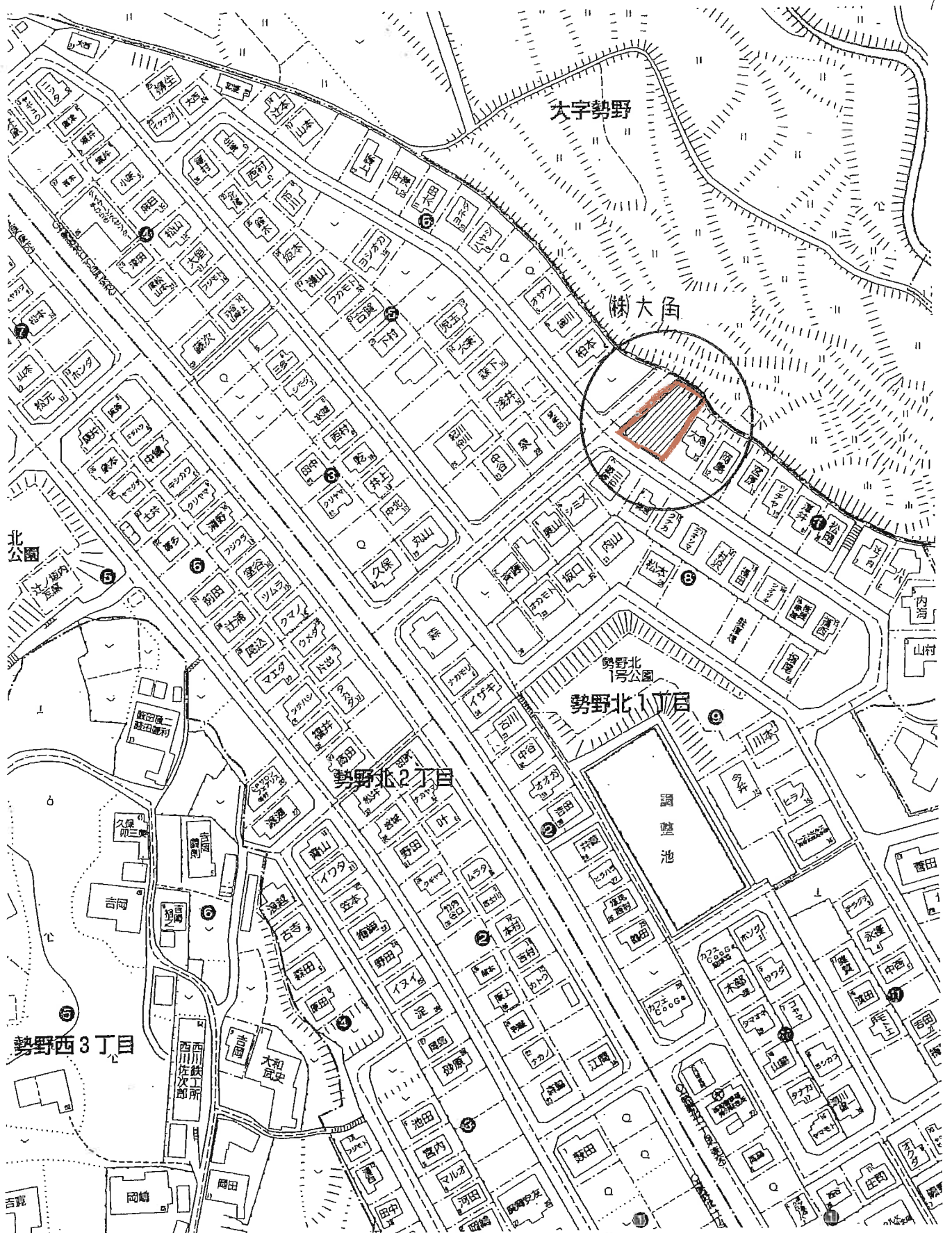
水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月八日

厚生大臣 小泉純一郎

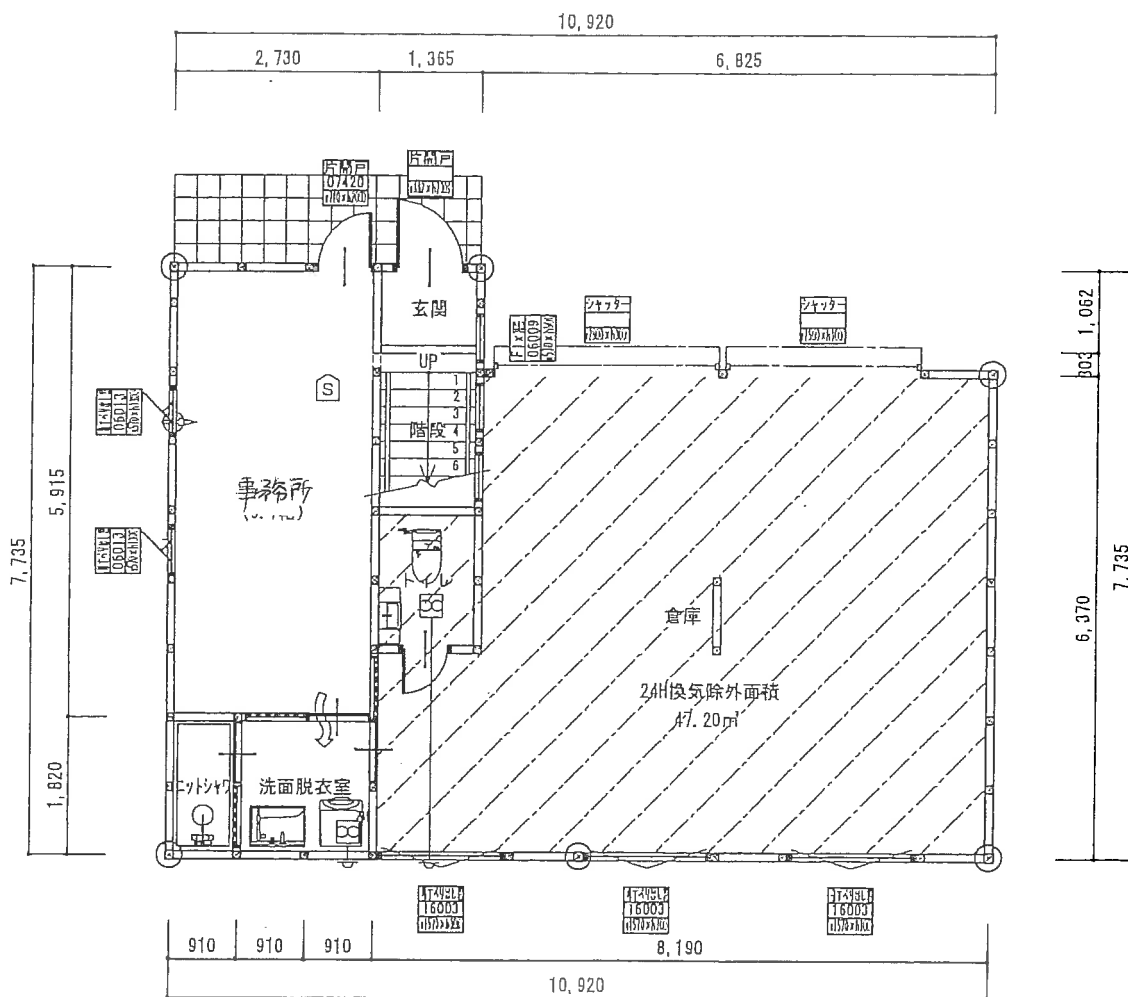
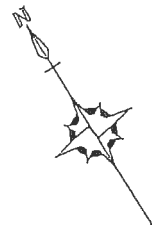


位置図



※奈良県生駒郡三郷町勢野北1丁目7-17

| | |
|-----|---------------------|
| 部屋名 | 洋室(m ²) |
| 床面積 | 16.15 |
| 採光 | 8.70 |
| 換気 | 2.90 |



1階 平面図 S:1/100

申請書 別記第二号様式 (第四面) 建築物別概要【8, 建築設備の種類】別紙 (居室毎の機械換気設備)

| 階 | 室名 | 床面積 (a) m ² | 平均天井高さ (h) m | 気積 (a) × (h) | 換気種別 | 給気機による給気量 (A) m ³ /h | 排気機による排気量 (B) m ³ /h | 換気回数 (h) 回/h |
|----|-------|------------------------|--------------|--------------|-------|---------------------------------|---------------------------------|--------------|
| 1 | 区画全体 | 68.93 | | | 第3種換気 | | | |
| | 除外部分 | -47.20 | | | | | | |
| | 洗面脱衣室 | | | | | | 80 | |
| 小計 | 21.73 | 2.4 | 52,152 | | | | | |
| 2 | 区画全体 | 68.93 | 2.4 | 165,432 | | | | |
| | トイレ | | | | | 80 | | |
| 合計 | | | 217.584 | | | 160 | 0.7353482 | |

清見設計事務所

生駒郡三郷町信貴ヶ丘1-1-19

外観①



外観②



室内①



室内②



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 大角
 住所 奈良県生駒郡三郷町勢野北1丁目7-17
 代表者氏名 代表取締役 大角 栄吉
 電話番号 0745-51-5800
 FAX番号
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | | 22 | 広陵町 上下水道事業管理者 | |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | | 10 | 香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長 | | 17 | 磯城郡 水道企業団企業長 | | 24 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | | 11 | 葛城市 上下水道事業管理者 | | 18 | 高取町 水道事業管理者 | | 25 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 19 | 明日香村 水道事業管理者 | | 26 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |
| 6 | 桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 13 | 平群町 水道事業管理者 | | 20 | 上牧町 水道事業管理者 | | | | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | | 21 | 王寺町 水道事業管理者 | ✓ | | | |

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和7年1月24日

届出者

氏名又は名称株式会社 大角

住 所 奈良県生駒郡三郷町勢野北1-7-17

代表者氏名代表取締役 大角 栄吉



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
の届出
をします。

| 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 | 株式会社 大角 | |
|-----------------------------|--------------------|-----------|
| 上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 | 選任・解任の年月日 |
| 大角 栄吉 | 48332 | |

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第四八三三二号

給装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 大角 栄 吉

昭和三十五年八月三日生

水道法(昭和二十九年法律第百七十七号)の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十年七月八日

厚生大臣 小泉純一郎

